

# 刈谷わんさか祭り2018わんさかストリート出店者募集要項

## 1 開催趣旨

市内外より大変多くのお客様が来場する「刈谷わんさか祭り」で、市内にあるグルメや商品または製品などを広くPRし、イベント以外でも刈谷への誘客を図る。

## 2 開催概要

名称 刈谷わんさか祭り2018・花火大会  
開催日時 平成30年8月17日(金) 17:00~21:00 (予定)【荒天中止】  
平成30年8月18日(土) 11:00~21:00 (予定)【荒天中止】  
花火大会 19:00~20:15 (予定)  
開催場所 刈谷市総合運動公園(刈谷市築地町荒田1番地)  
主催 刈谷市・刈谷市観光協会  
観覧者数 延べ約15万6千人(昨年度2日間合計)

## 3 出店内容

### (1) テントブース出店

#### ア 出店内容

飲食物、自社製品の販売、パンフレット・チラシ類の配布、商品展示によるPRなど。  
なお、飲食物の場合、出品品目は食品営業許可を受けた露店品目、臨時営業許可を受けた品目及び食品営業許可が不要なもののうち届出を行ったものに限ります。

(別添「露店により行う営業で調理、販売及び製造できる品目」参照)

※ただし、店舗の事業内容と同事業の出店内容に限る。

#### イ 対象者

刈谷市商店街連盟加盟店かつ刈谷市観光協会会員

※ただし、申し込み時点で加盟かつ会員となっていること。

※刈谷市内に店舗を有すること。

(飲食物を販売する場合は、食品調理許可の該当店舗に限る。)

#### ウ 募集数

約32店舗

#### エ 出店料 (2日間)

1ブース45,000円

(内訳:出店ブース料40,000円、事務手数料5,000円)

#### オ 出店ブースについて

##### 【テント】

基礎ブース	屋外テント小間
ブースの大きさ	間口5.4m×奥行3.6m×高さ1.85m~2.8m
ブースの設営	ブースの設営は主催者側で行います。
主催者準備物品	ブース表示板(0.2m×1.8m)、横シート幕3方、照明用蛍光灯2本

	(20w)、電源 (100V・500W)
オプション備品	展示台1台2,000円、折畳机1台1,500円、折畳椅子1脚500円、電源500W追加ごとに2,500円

※電源は、主催者で一括管理を行います（自社所有の発電機の持ち込みは禁止）。

※オプション備品については、後日、会場設営業者より申込者へ直接ご請求いたします。

(2) **移動販売車**

車両内で飲食物の販売を行い、祭りの雰囲気を盛り上げてもらいます。

ア 出店内容

車両内での飲食物の販売

イ 対象者

**刈谷市商店街連盟加盟店かつ刈谷市観光協会会員**

※ただし、申し込み時点で加盟かつ会員となっていること。

※原則、営業所の所在地及び営業者住所が刈谷市内の事業者に限る。

ウ 募集数

約3小間

エ 出店料

1ブース35,000円

(内訳：出店ブース料30,000円、事務手数料5,000円)

オ 出店ブースについて

**【移動販売車】**

小間の大きさ	間口5.4m×奥行3.6mの車両設置場所
主催者準備物品	電源 (100V・500W)
オプション備品	展示台1台2,000円、折畳机1台1,500円、折畳椅子1脚500円、電源500W追加ごとに2,500円

※電源は、主催者で一括管理を行います（自社所有の発電機の持ち込みは禁止）。

※食品の調理は、許可を受けた車両内でのみ行い、車両外での調理はできません。

※オプション備品については、後日、会場設営業者より申込者へ直接ご請求いたします。

4 申込方法

- ・申込書を刈谷市商店街連盟あきんどぷら座事務局まで直接提出してください。

**※注：テントブース、移動販売車の重複申込は不可**

- ・「食品営業許可証」の写し及び申請書の控（出店許可品目のわかるもの）を、申し込み時に併せて提出してください。（提出必須）
- ・移動販売車の方は販売車の車検証の写しも併せて提出してください。

※新規に許可証を取得する場合は、平成30年6月27日（水）出店者説明会終了後までに、刈谷市観光協会まで提出してください（FAX又は郵送可）。

※提出のない事業者は出店をお断りする場合があります。

※営業所の名称等が出店者と異なる場合は、出店をお断りする場合があります。

・平成28年4月1日より露店営業で調理又は製造できる品目が改正されました。

⇒ご不明な点等は、衣浦東部保健所（0566-21-5364）へ。

## 5 出店料の支払い

出店料は、8の説明会当日にお支払いいただきますのでご準備ください。当日お支払い  
いただけない場合は、出店できません。

※説明会後の申し出による返還は、原則いたしませんのでご了承ください。

## 6 申込期限

平成30年6月6日（水）16時必着

## 7 出店希望者勉強会及び出店者の決定について

出店申込者に対する勉強会を開催し、その後、出店者及び出店場所の決定をしますので、  
必ず現場の責任者の出席をお願いします。

日 時 平成30年6月19日（火）午後2時00分から

場 所 産業振興センター 504会議室

## 8 出店者説明会

出店者説明会には必ず現場責任者のご出席をお願いします。

日 時 平成30年6月27日（水）午後2時00分から

場 所 刈谷市役所 5階 502会議室

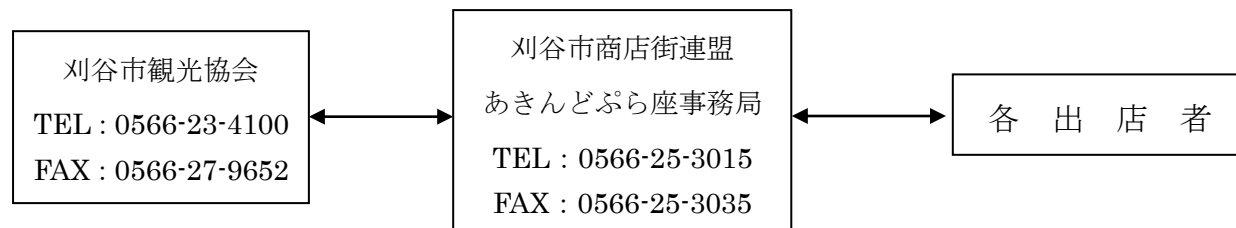
※食品を販売される方は、当日保健所から食品営業についての説明及び質疑応答がありますので、  
ご不明な点は必ずご確認ください。

※火気を扱われる方は、当日衣浦東部広域連合消防局から火気取扱いについての説明及び質疑  
応答がありますので、ご不明な点は必ずご確認ください。

※説明会には、必ず祭り当日現場にいる方が出席してください。出席いただけない場合、出店  
をお断りします。

## 9 連絡網について

開催前の連絡事項や、開催期間中のトラブルの際の連絡網は下記のとおりです。



## ○飲食物販売の取扱いについて

### 1 事前の申請等

食品を販売される事業者は、食品営業許可が必要になりますので、必ず「食品営業許可証」を保健所で取得してください。なお、申請手続きの費用は出店者負担となります。

出店中の品目変更等はできません。申し込み後に出店品目に変更がある場合は、必ず刈谷市商店街連盟あきんどぷら座事務局へ連絡してください。

※ただし、出店品目の変更は6月27日（水）出店者説明会終了後まで可能です。それ以降の変更は認められませんのでご注意ください。

また、調理する品目が多数の場合、保健所へ確認し、品目を削減していただく場合があります。品目数についてご不明な点は、事前に保健所に相談のうえ提出してください。

### 2 出店時について

- ① 祭り当日は「食品営業許可証」を見やすい位置に掲示し、申請書の控（出店許可品目のわかるもの）を店舗内に携帯して営業してください。
- ② 祭り当日開催前に、主催者が各店舗の巡回を行います。申請書の控（出店許可品目の分かるもの）と出店品目の確認をします。食品営業許可を取っていない品目を販売したり使用禁止の機械等を使用していたりした場合、営業を停止し、撤収して頂きます。
- ③ 上記②に該当した場合の出店料については返金いたしません。

### 3 火気について

調理に火気器具等（電磁調理器を含む）を使用する場合は、業務用消火器の設置が義務付けとなります（すぐに使える場所に置いてください。）。

### 4 荷物等の搬入・搬出について

- ① 搬入・搬出車両は、所定の時間内に限り、会場内の指定の場所におくことができます。
- ② 会場内外の既存施設を損傷した場合は、出店者の責任で原状回復してもらいます。

### 5 申込書記入上の注意

- ① 店舗等名：ブース前面上部に社名表示板を取り付けます。主催者側が統一書体（角ゴシック・白地黒文字）で作成し表示しますので正確にご記入ください。店舗または営業所等の名前を表示させていただきますので、店舗等と異なる名前は表示できません。
- ② 現場担当者連絡先：事務局との連絡を行う担当者氏名、電話番号等をご記入ください。
- ③ 出品内容：商品によっては販売・配布をお断りすることがあります。

### 6 申込先・連絡先

刈谷市商店街連盟 あきんどぷら座事務局

〒448-8501 刈谷市広小路町5丁目46番地

電話 0566-25-3015 FAX 0566-25-3035

■定休日：土・日・祝日 ■営業時間：9：00～16：00

### 7 出店場所

出店者の出店場所は下図のとおりです。また、会場内への荷物搬入用車両の「車両通行許可証」と指定駐車場への「車両駐車許可証」を各1枚配布しますが、指定場所以外の駐車はでき

ません。

※出店場所は会場設営の都合上、変更する場合がありますので、ご了承ください。



## 【注 意 事 項】

- ① 当日は、必ず主催者係員の指示に従い、出店責任者は会場内に常駐してください。
- ② 展示および物販は、自社ブース内に限定します。
- ③ 荒天でイベント等が中止または時間短縮になった場合、営業を中止または時間短縮させていただく場合がありますのでご承知おきください。なお、この場合開催前からの中止を除き、出店料は返金いたしませんのでご了承願います。ただし、開催前に中止を決定した場合は以下のとおり返金をさせていただきます。

	テントブース	移動販売車
17日のみ開催	30,000円	20,000円
18日のみ開催	10,000円	10,000円

- ④ 開催期間中の商品の保管は、出店者の責任において行い、ブース内で発生したゴミは必ず出店者が責任を持って処分してください。ブース内に放置してあったり、ゴミ集積所に持ち込まれたりした場合は、処理費を請求させていただきます。
- ⑤ 出店者において出店場所を油などで汚さないよう対応をお願いします。万一汚した場合は、出店者において清掃するなど対応をお願いします。ひどい汚れや清掃がなされていない場合などは清掃費用の請求や次年度以降の出店をお断りする場合があります。
- ⑥ 営業終了時刻は、両日21時00分を予定しています。21時で必ず営業を終了していただくよう時間厳守をお願いします（商店街連盟事務局にて電源を一括管理します）。**また、18日に関しては来場者誘導のため、21時に一旦消灯し、その後、片付けのため21時30分より再点灯します。**
- ⑦ 出店にかかる事故・盗難等については、主催者は一切の責任を負いませんので、夜間等も含め出店者の備品及び貴重品等は出店者の責任で管理してください。
- ⑧ 割り当てられた小間の一部又は全部を譲渡又は貸与することはできません。
- ⑨ 申請書類に虚偽の内容が含まれていた場合、出店をお断りする場合があります。
- ⑩ 電源については、定格消費電力ではなく、必ず最大消費電力にてお申込みください。  
(例：スノーボール機定格の場合170w 最大1kw)
- ⑪ 公序良俗に反するもの並びに射幸心を煽るもの及び「くじ」の類は全面禁止しております。これらを行っていた場合、当日でも出店をお断りするか撤収していただきます。なお、この場合、出店料については返金いたしません。  
※禁止事例 ・1等、2等などがあり、何がもらえるかはっきりしない。  
・サイコロを振り、出た目の商品がもらえる。  
・料金を払い、好きな番号を言ってその中にある商品をもろうなど。
- ⑫ 市内店舗のPRを目的としていますので、**社名表示板を移動したり、商品看板やのぼり等で隠したりしないでください。**
- ⑬ 万が一、出店者の故意・過失により事故等があった場合は、出店者の責任において対処することとしてください。主催者は一切責任を負いません。